

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 邑楽町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
危険空き家等対策事業	助成	邑楽町危険空家除却補助金	判定表により算定した評点が100点以上である木造住宅の全てを除却する工事に係る費用に対し補助金を支給します。ただし、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項に規定される特定空家等に認定されている空き家は除く。	交付対象空き家の解体、撤去及び処分に係る工事費用(物置、門扉、塀、植栽、家財道具等の撤去、運搬及び処分に要する費用は含まない。)	工事金額(消費税を除く。)の100分の20以内で、10万円を超えない範囲。ただし、一定の条件を満たした場合は、20万円を限度とする。			工事着手前	予算の範囲	建設環境課	0276-47-5031	https://www.town.ora.gunma.jp/s055/060/180/akivahojoikin.html	
空き家の活用支援事業	助成	邑楽町空家リフォーム補助金	空き家を住居として活用するために行う改修工事に係る費用に対し補助金を支給します。	交付対象空き家の改修工事費用(工事に含まれない設備物品等の購入に係る経費は除く)	工事金額(消費税を除く。)の100分の20以内で、20万円を超えない範囲。ただし、一定の条件を満たした場合は、30万円を限度とする。			工事着手前	予算の範囲	建設環境課	0276-47-5031	https://www.town.ora.gunma.jp/s055/060/180/akivahojoikin.html	
空き家の活用支援事業	助成	邑楽町空家等利活用補助金	空き家を住居として活用するために行う利活用工事に係る費用に対し補助金を支給します。	交付対象空き家の利活用工事費用(工事に含まれない設備物品等の購入に係る経費は除く)	工事金額(消費税を除く。)の100分の20以内で、10万円を超えない範囲。ただし、一定の条件を満たした場合は、20万円を限度とする。			工事着手前	予算の範囲	建設環境課	0276-47-5031	https://www.town.ora.gunma.jp/s055/060/180/akivahojoikin.html	